

議員案第20号

東京オリンピック・パラリンピックの開催を中止することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年6月3日提出

小金井市議会議員

白井 亨
水谷 たかこ
古畑 俊男
坂井 えつ子
安田 けいこ
片山 かおる
たゆ 久貴
寺内 だい作
渡辺 大三
水上 洋志
森戸 よう子

東京オリンピック・パラリンピックの開催を中止することを求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、インドなどにおける爆発的な感染拡大など、世界的にも非常に厳しい状況が続いている。亡くなられた方は全国で1万3000人を超えており、一刻も早く終息させることが求められている。東京オリンピック・パラリンピックの主たる開催地である東京においても、変異株への感染が拡大するなど、予断を許さない状況が続いている。

いま我が国が総力をあげて取り組むべきは、感染拡大の防止徹底による医療崩壊の回避、希望者へのワクチン接種の早期完了、生活困窮者や経営不振に苦しむ事業者等への救済措置の徹底である。

対策の遅れによりワクチン接種すら行き渡っていない状況において、東京オリンピック・パラリンピックを見切り発車で強行することは、人命尊重、国民生活尊重の観点からも、許容限度を大きく逸脱するものと言わなければならない。これはオリンピックの開催理念にも逆行するものである。世論調査でも約8割がオリンピック開催に懸念の声をあげている。

子どもや学生の部活動や大会が中止になる中でのオリンピック・パラリンピック開催強行は疑問である。また、競技当事者であるアスリートの皆さんも、新型コロナウイルス感染症の終息による正常な開催を期待する一方、複雑な思いで見守っていると思われる。終息とは程遠い現状を踏まえれば、判断に責任を有する者が遅滞なく適切な判断を行うべきである。

よって、小金井市議会は、政府及び東京都に対し、開催地である東京都内に存する自治体の議会として、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大が、国内はもとより全世界的に解消していない中で、オリンピック・パラリンピックの開催は行わないこと。
- 2 感染拡大の防止徹底による医療崩壊の回避、希望者へのワクチン接種の早期完了、生活困窮者や経営不振に苦しむ事業者等への救済措置の徹底に全力を傾注すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣様
東京都知事様

議員案第21号

議会改革に関する諸問題の調査

次の議案を提出する。

1 調査事項

議会改革に関する諸問題の調査

2 調査方法

- (1) 本件調査は、議会運営委員会に付託して行う。
- (2) 本件調査は、調査終了までとし、議会の閉会中も継続して行うことができるものとする。

令和3年6月8日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし

白 井 亨

湯 沢 紗子

片 山 かおる

五十嵐 京 子

小 林 正 樹

渡 辺 大 三

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、市民ニーズや地域課題は更に多様化・複雑化し、市民生活はなお厳しい状況が続いている。住民福祉の増進を旨とする地方自治体の果たす役割がより一層求められている。

議会は二元代表制の下、執行機関と対等の立場でお互いの役割を發揮し、それらの課題に対処し住民福祉の向上を図る責務を有している。

議会基本条例の趣旨をいかし、議会の在り方を不斷に検討し、なお一層の議会改革を推進する必要がある。よって本案を提出するものである。

議員案第22号

憲法と国際人権規約に反する「重要土地調査規制法案」の撤回を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年6月10日提出

小金井市議会議員

古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
安 田 けいこ
片 山 かおる
森 戸 よう子

憲法と国際人権規約に反する「重要土地調査規制法案」の撤回を求める意見書

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（重要土地等調査規制法案）」（以下「本法案」という。）は、本年6月1日の衆議院本会議で可決され、参議院で審議されている。

本法案では、内閣総理大臣は、閣議決定した基本方針に基づき、重要施設の敷地の周囲おおむね1,000メートルや国境離島等の区域内に「注視区域」や「特別注視区域」を指定することができ、その区域内にある土地及び建物（以下「土地等」という。）の利用に関し、調査や規制をすることとなっている。

憲法及び国際人権規約に反する事項として以下が指摘されている。

「重要施設」の中には、自衛隊等の施設以外に「生活関連施設」が含まれているが、その指定は政令に委ねられ、恣意的な解釈による広範な指定がなされるおそれがある。

地方公共団体の長等に対し、注視区域内の土地等の利用者等に関する情報の提供を求めることができるとされており、その範囲が政令に委ねられていることは、地方自治への深刻な侵害につながりかねない。また、刑罰の威嚇の下に、注視区域内の土地等の利用者等に対して、報告又は資料提出義務を課すことは、思想・良心の自由、表現の自由、プライバシー権などを侵害する危険性がある。

内閣総理大臣が、「機能を阻害する行為」や「供する明らかなおそれ」というような曖昧な要件の下で利用を制限すること、一定面積以上の土地等の売買等契約について、内閣総理大臣への届出の義務付けと違反への刑罰を科すことは、注視区域内の土地等の利用者の財産権を侵害する危険性がある。

自衛隊や米軍基地等の周辺の土地を外国資本が取得してその機能を阻害すること等の防止を目的とするとされているが、これまで、そのような土地取得等により重要施設の機能が阻害された事実がないことは政府も認めており、そもそも立法事実の存在について疑問がある。

よって、小金井市議会は、政府に対し、不明確な文言や政令への広範な委任により基本的人権を侵害するおそれが極めて大きい本法案について撤回を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
内閣官房長官様

議員案第23号

小池百合子東京都知事に対して、米軍機の低空飛行に抗議し、日米地位協定の見直しを要請することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年6月18日提出

小金井市議会議員

坂井えつ子

安田けいこ

片山かおる

たゆ久貴

渡辺大三

小池百合子東京都知事に対して、米軍機の低空飛行に抗議し、日米地位協定の見直しを要請することを求める意見書

全国各地で米軍機が低空飛行を行う実態が次々と明らかになっている。

東京都心でも低空飛行が問題となっている。毎日新聞の報道によると、新宿駅周辺で、高度300メートル以下の飛行を繰り返す姿や、東京都庁の横を通り過ぎる状況が伝えられている。

日本の航空法では、周囲600メートルで最も高い障害物の上空300メートルを「最低安全高度」と定めている。さらに、1999年に結ばれた日米合同委員会の合意では、「在日米軍は日本の航空法に規定される最低高度基準を用いる」と定めている。都心での米軍機の低空飛行は、日米合意に反することは明らかである。小池百合子東京都知事はこの問題について、「国の専権事項」と述べ抗議する意思などは一切示していない。東京都知事には、都民の安全安心を守る立場から、米軍に対して抗議し、中止を要請するなど責任ある対応が求められる。

4月14日の衆議院内閣委員会において、2013年4月21日に米軍横田基地が主催した「関東航空機空中衝突防止会議」の資料、横田基地所属のヘリコプターである「UH1トレーニングエリア（訓練区域）」と題した地図には、赤坂プレスセンター（東京都港区）から横田基地、キャンプ座間、厚木基地、横須賀基地など都心から神奈川県東部に連なる米軍基地を含めた広範囲が訓練区域に指定されていることが明らかになった。防衛省は同会議に関し、空中衝突防止対策を日本の民間パイロットと認識を共有するためのもので、自衛隊も参加したと回答した。都心上空に訓練区域を設定していることを自衛隊が事実上容認していることは問題だと言わざるを得ない。

東京で米軍機が、日本の航空法が禁止する人口密集地での高度300メートルを下回る飛行を繰り返していることは、そもそも米軍は日米地位協定に基づく特例法で航空法の適用が除外されていることに問題がある。

四国には、徳島、高知、愛媛の山間部を横断する「オレンジルート」という、米軍が勝手に設定した低空飛行訓練経路があり、この間の訓練の増加に対して、昨年から今年にかけて3県の知事はそれぞれ、県民が不安を抱くような飛行の中止を米国に働きかけるよう政府に要請している。

日本の主権を侵害し、国民の命と暮らしを脅かす米軍機の低空飛行訓練をやめさせ、航空法を遵守するなど地位協定を抜本的に改定することがいよいよ必要である。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 米軍機の低空飛行について抗議するとともに、中止を要請すること。
- 2 政府に対して、米国に低空飛行と、国内法を遵守するなど日米地位協定の見直しを要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

東京都知事様

議員案第24号

必要な生理用品を手に入れづらい児童・生徒・学生に対し、学校等で無料提供する環境の整備を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年6月18日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ

古 畑 俊 男

坂 井 えつ子

村 山 ひでき

安 田 けいこ

片 山 かおる

五十嵐 京 子

小 林 正 樹

斎 藤 康 夫

渡 辺 大 三

森 戸 よう子

必要な生理用品を手に入れづらい児童・生徒・学生に対し、学校等で無料提供する環境の整備を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が拡大し、経済状況が悪化している家庭の児童・生徒・学生が増え、いわゆる「生理の貧困」が日本でも問題になっている。民間団体「#みんなの生理」が2021年2月から高校生・大学生等を対象に行ったアンケート調査によると、過去1年で生理用品入手するために他のものを我慢するなど、金銭的理由で生理用品の入手に苦労したことがある若者の割合が20.1%、過去1年以内に金銭的な理由で生理用品でないものを使ったと答えた割合は27.1%、生理用品を交換する頻度を減らしたと答えた割合は37.0%等と、深刻な実態が明らかになった。生理用品の入手が困難なためにトイレットペーパーで代用し、経血で服や椅子を汚すことが不安で登校できない事例や、ネグレクト等で保護者に生理用品を買ってもらえない実態等も報告されている。

生理用品へのアクセスは、児童・生徒・学生一人ひとりの尊厳を保ち、全ての人の教育機会を保障するために、極めて重要な課題である。生理があるという理由によって、未来ある学生が夢を諦めたり、不利益を被ったりしない教育環境をつくることが必要である。また、全ての学生のプライバシーを守り、安心して学校生活を送るために、トイレ等で生理用品を無料で提供することが必要である。

海外では、スコットランド、イングランド、ニュージーランド、フランスで、児童生徒や学生に生理用品の無償提供が決定されており、学生の他に全ての人に対して無償配布する国もある。東京都教育委員会は、5月から都立高校等の7校で先行して配備を開始し、利用者が多かったことから9月から全ての都立学校に拡大する、と6月4日に新聞報道されている。都立学校だけでなく、日本にある全ての学校における同様の配備と、相談や支援に結びつける環境整備が必要である。

よって、小金井市議会は、政府及び東京都に対し、自治体が以下の事項の環境整備を行うための財政措置を行うことを求めるものである。

- 1 全ての児童・生徒・学生が安心して通学し、健康で衛生的な生活を保障するために、学校施設の女子トイレやみんなのトイレの個室に返却不要の生理用品を配備すること
- 2 生理をはじめ、心や体の悩みを気兼ねなく相談できる環境の整備をすること
- 3 今次の緊急対応が終了した後も、生理用品やその他の援助を必要とする全ての人に対する環境整備の検討をすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
総務大臣様
文部科学大臣様
東京都知事様

議員案第25号

次期エネルギー基本計画の電源構成は再生可能エネルギーを基本とし、
原発の即時廃止及び火力発電は2030年までに段階的に廃止すること
を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年6月18日提出

小金井市議会議員

白井 亨

古畑 俊男

坂井 えつ子

安田 けいこ

片山 かおる

渡辺 大三

森戸 よう子

次期エネルギー基本計画の電源構成は再生可能エネルギーを基本とし、
原発の即時廃止及び火力発電は2030年までに段階的に廃止すること
を求める意見書

人類は今、経済活動に起因する温室効果ガス排出の影響による気候変動により、存続の危機に立っている。国連環境計画（UNEP）の「排出ギャップレポート（Emissions Gap Report 2019）」によると、パリ協定で示された世界の平均気温を産業革命前から1.5℃上昇以内に収める目標のためには、2030年に温室効果ガスの排出を世界全体で半減させなければならない。そのためには毎年7.6%を削減する必要があり、排出削減が遅れた場合、1.5℃を達成するのはほぼ不可能と警告している。平均気温は既に1.1℃上昇しており、一刻の猶予も許されない瀬戸際である。

菅義偉内閣総理大臣は、今年4月のG7で、2030年度の温室効果ガスを2013年度比で46%削減し、2050年までにはゼロとすると表明した。そのための具体策となる「エネルギー基本計画」においては、1.5℃目標に沿うように、再生可能エネルギーの目標値100%を目指すべきである。CO₂排出量の大きな石炭火力発電に依存した計画は、持続可能な脱炭素社会に逆行することであり、世界からの批判は免れない。

電源構成に原発ありきのエネルギー計画では、2011年の東京電力福島第一原発事故の教訓をいかすことはできない。原発事故から10年経った現在も、核廃棄物の最終処分も見通せず、廃炉の見通しも立たず、汚染水の処理もできていない。巨大なリスクを抱える原発は廃止すべきである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 次期エネルギー基本計画で、2030年度の再生可能エネルギー電力目標を50%以上、2050年度は100%とすること。
- 2 2030年までの温室効果ガス排出削減目標は、2010年比で少なくとも50%以上削減とすること。
- 3 巨大なリスクを抱える原子力発電は即時廃止を目指し、石炭火力発電は2030年までに段階的に廃止する目標を設定すること。
- 4 国は、脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
経済産業大臣様
環境大臣様
行政改革担当大臣様

議員案第26号

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年6月21日提出

小金井市議会議員

沖 浦 あつし

古 畑 俊 男

五十嵐 京 子

宮 下 誠

斎 藤 康 夫

渡 辺 大 三

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書

現在、教育の現場では、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現を目指す「G I G Aスクール構想」の一環で、児童生徒に一人一台の情報端末の貸与、並びに校内の高速ネットワーク整備が進められている。

また、これらのハード面の取組に加えて、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びの充実や、特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するものとして、デジタル教科書の導入も進められようとしている。

「G I G Aスクール構想」に対しては、I C Tを活用したオンラインでの授業や宿題の配布、さらに、デジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっている。

一方で、すべての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるよう個人情報の取扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められる。また、デジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があり、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要である。

さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である「読解力」の低下が危惧される。そこで、各自治体において、S o c i e t y 5. 0時代を生きる子どもたちに相応しい教育を推進するため、学校教育にI C Tを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーション(以下「D X」という。)の実現に向けて取り組んでいくべきである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項について迅速に対応することを強く求めるものである。

- 1 情報端末の利活用、個人情報の取扱いなど、教育D Xに対応する教職員研修の在り方について検討を進めること。
- 2 システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育D Xに関する学校教育予算の充実・確保とその在り方について検討を進めること。
- 3 様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための、統一規格について検討を進めること。
- 4 よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身に付ける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
財務大臣様
総務大臣様
文部科学大臣様

議員案第27号

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年6月21日提出

小金井市議会議員

古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
安 田 けいこ
片 山 かおる
渡 辺 大 三
森 戸 よう子

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書

1945年4月1日、沖縄本島に上陸した米軍との激しい地上戦の末、日本軍は5月末日には首里城司令部壕から本島南部に撤退した。そのために、南部に避難していた住民と日本軍が混在状態となり、沖縄戦戦没者の半数以上と言われるおびただしい犠牲者が発生した。沖縄戦では沖縄県民約12万人、日本本土兵等約7万7千人、米兵約1万4千人、朝鮮半島出身者等併せて20万人余の尊い生命が失われた。

戦後、沖縄県民は戦争犠牲者の遺骨を収集して糸満市米須の「魂魄の塔」をはじめ慰霊の塔を次々に建立して戦没者の靈を弔ってきた。この「魂魄の塔」のすぐそばに「大和の塔」が1967年11月に建立された。この南部一帯には本県出身戦没者を始め、多くの戦争犠牲者の人々が眠っている。

日本政府（防衛省・沖縄防衛局）は、昨年4月に提出された「辺野古埋立設計変更申請書」において、この沖縄戦跡国定公園を含む南部地区、特に糸満市米須地区や八重瀬町の山野の土砂を採掘して辺野古新基地建設の埋め立てに使用する計画を発表した。

遺骨収集ボランティアの具志堅隆松氏は「戦没者の遺骨が混じり、血が染み込んだ土砂を新基地建設に使うことは人道上許されない」と訴えている。

沖縄県の一昨年2月の「辺野古米軍基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票」では辺野古新基地反対が約72%となつたが、今回の「遺骨で辺野古を埋め立てる」問題は、新基地建設如何を問わず人道上の問題である。

戦没者の遺骨を新基地建設の埋め立てに使用することは、犠牲者の人々の尊厳を冒涜し、「物言わぬ」戦没者を二度殺すような人の道に反する行為に他ならない。

日本政府は、2016年3月に超党派の議員立法で「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定した。戦没者の遺骨収集を国の責務とした時限立法（2024年まで）である。何よりも日本政府に求められているのは、この法律を遵守して沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を辺野古の新基地建設に使用することを止めることである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
内閣官房長官様
総務大臣様
外務大臣様
防衛大臣様
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）様

議員案第28号

ミャンマーの軍事クーデターを非難し、早期の民政復帰を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年6月21日提出

小金井市議会議員

白井 亨

古畑 俊男

坂井 えつ子

村山 ひでき

安田 けいこ

片山 かおる

渡辺 大三

森戸 よう子

ミャンマーの軍事クーデターを非難し、早期の民政復帰を求める意見書

世界が新型コロナウイルス感染症対応に追われていた2021年2月1日未明、ミャンマー軍によるクーデターが発生し、ウン・サン・スー・チー国家最高顧問ほか政府要人が拘束された。これは民主化への努力と期待を踏みにじるものであり、クーデターを引き起こした国軍による現体制の正当性は全く認められない。

クーデター以降、ミャンマーでは、国際社会の度重なる呼びかけにもかかわらず、国軍や警察による民間人に対する暴力が継続し、多数の民間人が死傷している。

日本は経済協力開発機構（OECD）加盟国中、ミャンマーに対する最大の援助国であり、今日求められる役割は民主化と和平を求める同国民の願いに沿った行動である。日本政府は「ミャンマー国民統一政府（NUG）及び「連邦議会代表委員会（CRPH）」こそが、昨年11月の総選挙によって選ばれたミャンマー国民の正当なる代表政府及び議会であることを認め、民主体制の回復と国民のための社会・経済体制の復興に向けた正式な対話に着手するべきである。

2021年6月8日に衆議院本会議、6月11日に参議院本会議にて、自らの自由と人権、民主主義を取り戻すために声を上げ行動を続けているミャンマー国民と共にあることを表明するとともに、ミャンマー国軍指導部に対し、民間人に対する残虐行為の即時停止、ウン・サン・スー・チー国家最高顧問をはじめとする不當に拘束された国内外の人々の即時解放、人権及び人間の安全保障の尊重、民主的な政治体制の早期回復を強く求めることが、決議された。

よって、小金井市議会は、政府に対し、国会の決議を履行し、国際社会と協調しながら、あらゆる外交資源と交渉材料を使い、市民に対する武力・暴力の行使を即時停止させることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様

内閣官房大臣様

外務大臣様

議員案第29号

L G B T 法案の成立と、差別発言の撤回及び謝罪を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年6月21日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ
古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
安 田 けいこ
片 山 かおる
渡 辺 大 三
森 戸 よう子

L G B T 法案の成立と、差別発言の撤回及び謝罪を求める意見書

「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」（以下、「L G B T 法案」という。）は、当事者等の制定を求める声や関係者の努力もあり、この間の与野党間修正協議が合意に達していたが、自由民主党は国会会期が残り少ないことを理由に、L G B T 法案の了承を見送った。

2018年、野党はL G B T 差別解消法を共同提案したが、自由民主党は、差別を禁止する法案ではなく、「理解増進法案」を提案してきた。

提案議案に批判が相次いだため、法案目的と基本理念に「性的指向および性自認を理由とする差別は許されないものであるとの認識の下」という文言を加筆することを5月14日に合意していた。それにもかかわらず、L G B T 法案に関する政府・与党内の会合において、「L G B T は種の保存に背く」「道徳的に認められない」など、自由民主党議員による差別と偏見に満ちた尊厳と人権を踏みにじる発言が相次ぎ、多くのL G B T 当事者を傷つけた。

もともとこの法案は、性的指向及び性自認等による差別やハラスメントを受けている、いわゆる「性的マイノリティ」の生活や命を守る第一歩として必要不可欠な法案である。

オリンピック憲章では、国籍や性別など、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならないと定めているが、2014年の憲章改定で、ここに性的指向も盛り込んだ。これは、開催国であるロシアが前年に制定した同性愛宣伝禁止法の制定が問題視され、欧米の一部の国の首相らが開会式をボイコットしたことなどを受け、2014年末に人権尊重の意志を示すために盛り込んだものである。

2016年のリオデジャネイロ五輪では、過去最多となる50人以上の選手がカミングアウトするなど、L G B T フレンドリーな大会となったことからも、オリンピック開催国でのL G B T 法案の成立を国内はもとより世界各国が注目していた。

法案提出見送りと差別発言を受けて、超党派の「L G B T に関する課題を考える議員連盟」は総会を開き、参加者全員が「今国会での成立を目指すべき」との意見を表明し、また多くの国民が抗議の声を上げ、差別発言の撤回と謝罪を求める抗議署名は9万筆を超えて集まっている。

L G B T 法案の見送りや一連の差別発言は、基本的な人権が尊重され、性自認や性的指向などによる差別が許されないという、国際的な潮流に逆らうものであり看過できない。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、差別発言の撤回及び謝罪、L G B T 法案の早期成立を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
法務大臣様

議員案第30号

改正少年法に強く抗議し、廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年6月21日提出

小金井市議会議員

古 畑 俊 男
坂 井 えつ子
安 田 けいこ
片 山 かおる
森 戸 よう子

改正少年法に強く抗議し、廃止を求める意見書

本年5月21日、「少年法等の一部を改正する法律」(以下「改正少年法」という。)が可決、成立した。改正少年法では、18、19歳の少年を特定少年と規定し、厳罰化しており、実質的に少年法の適用年齢を引き下げたに等しいと言わざるを得ない。

これまで、家庭裁判所から検察官に逆送する事件は、殺人や傷害致死等に限定されていたが、強盗や放火等にも拡大された。検察官送致の対象拡大により、個別処遇によるきめ細やかな対応をとることが困難となる。少年の実名や容貌等、本人を特定し得る情報を掲載した推知報道は禁止されている(第61条)が、改正少年法では起訴された時点で可能となつた。インターネット上などで半永久的に閲覧が可能となり、立ち直りを阻害するものである。

さらに、少年法では、少年の「健全な育成」(第1条)のために、刑罰を科せられた経験があると、一定の資格が必要な職業に就くことができない「資格制限規定」を適用しない(第60条)など様々な特例を設けているが、改正少年法において、18、19歳は、特例適用から完全に排除される。これは、少年の社会復帰や更生を妨げるものである。

また、原則検察官送致が拡大されると、刑罰前提の対応となり、外国籍の少年に至っては強制退去の対象となる可能性がより高まる問題も生じる。

国会審議では、現行法は有効に機能しているとの評価が繰り返されていた。改正の根拠は、現行法に問題があることを理由とせず、民法の成年年齢引き下げに合わせるという政策判断のみであることが明らかになっている。改正少年法は、18、19歳を成長途上で変わり得る存在と認めながらも刑事責任を取らせるという矛盾や、非行の背景に虐待や貧困等、社会的要因があることを顧みず少年を罰していくという問題の個人化、家庭裁判所や少年鑑別所・少年院等において非行少年の立ち直りを担当している職員・関係者など現場の意見や経験を十分に汲み上げていないなどの問題点もある。

少年司法は、刑罰を前提とする刑事司法とは違い、教育的・福祉的処遇によって非行少年の立ち直りと再犯防止に有効に機能してきた。改正少年法は、18、19歳に対する厳罰化であると同時に、少年法の目的及びそれを支える具体的な処遇全体の後退である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、改正少年法に強く抗議し、改正少年法の廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
法務大臣様

議員案第31号

旧姓の通称使用の更なる拡充を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年6月22日提出

小金井市議会議員

遠 藤 百合子

宮 下 誠

旧姓の通称使用の更なる拡充を求める意見書

近年、夫婦が別々の姓を名乗ることもできる、選択的夫婦別姓制度についての議論がある。夫婦の姓の在り方については、令和2年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定に当たっては、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮する」となっている。

第5次基本計画に定められたように、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じる事のないような運用を、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むことが重要である。

現在では、本人確認書類として使われるパスポート、マイナンバーカード、運転免許証、住民票、印鑑登録証明書などで旧姓併記が認められている。

よって、小金井市議会は、政府に対し、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることのないよう適切な取組を進め、旧姓の通称使用を更に拡充する施策を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様

総務大臣様

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）様

議員案第32号

東京オリンピック・パラリンピックへの子どもの観戦動員の中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和3年6月25日提出

小金井市議会議員

古畑俊男
片山かおる
たゆ久貴
渡辺大三
森戸よう子

東京オリンピック・パラリンピックへの子どもの観戦動員の中止を求める意見書

東京都内の公立・私立幼稚園から高校、特別支援学校などの園児や生徒の約8割に当たる約81万人に東京五輪・パラリンピック競技を観戦させる計画が明らかになっている。

問題となっているのは、子どもに競技を観戦させる「学校連携観戦」である。東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会がオリパラ教育の一環と位置付け、チケットの費用を東京都など各自治体が公費で負担し、各学校に割り当てている。全国で約128万人が参加を予定しているとのことである。

新型コロナウイルス感染拡大前に立てられた計画がコロナ禍でもそのまま強行されようとしている。現状の子どもの観戦には次の問題がある。

- 1 競技場への移動が電車やバスなど公共交通機関を利用することとされているが、いまこの通り運用すれば、ワクチン未接種の子どもたちが密になり、感染の危険が高まる。
- 2 変異株は若い世代でも大人と同じように感染しやすく、重症化の可能性が従来よりも高いという指摘もある。この間、変異株による学校クラスターも確認されており、集団で行動すればその危険性は高まる。
- 3 観戦対象にはビーチバレーなど屋外競技も、炎天下のマスク観戦で熱中症の恐れがある。
- 4 学校現場を顧みない、夜間や土・日など休日を含む日程もあり、チケット枠先にありきである。
- 5 観戦当日が授業日の場合、観戦できないと「欠席扱い」（都立学校）になる。

こうした感染拡大の危険性が高まる観戦動員に、保護者や学校関係者からは「事実上の強制だ」との声が上がっており、各区市町村や学校の自主的な意思決定を損ないかねない。

よって、小金井市議会は、政府及び東京都に対し、区市町村教育委員会と学校の自主性を尊重するとともに、東京オリンピック・パラリンピックへの「観戦動員」の中止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

小金井市議会議長 鈴木成夫

内閣総理大臣様
文部科学大臣様
東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣様
東京都知事様

議員案第33号

新型コロナウイルス感染症の下、市民生活に影響を与えない新庁舎等建設を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和3年6月25日提出

小金井市議会議員

白井 亨
古畑 俊男
坂井 えつ子
安田 けいこ
片山 かおる
五十嵐 京子
宮下 誠
渡辺 大三
森戸 よう子

新型コロナウイルス感染症の下、市民生活に影響を与えない新庁舎等建設を求める決議

令和3年第1回定例会では「新庁舎及び（仮称）新福祉社会館建設についての財政的裏付けを早急に明らかにし、コストダウンの検討を求める決議」が市議会の3分の2以上に当たる18名の賛成で可決された。これは、地方自治法に定められた、新たな市役所庁舎の建設の位置を決定するために必要な議員の数である。

しかし、今定例会の特別委員会の質疑において、西岡市長は財政的な裏付けの提示は10月になるとし、コストダウンについても実施設計の積算の中で検討しているとのことであった。いずれも市議会に明示できる状況ではないということである。

市長は、これまで幾度となく議会が求めてきたコストダウンの具体案について、何ら示すことなく、施工者選考委員会の準備など建設着工に向けた準備行為に入っている。この間の経過は、市議会が「財政的裏付けを早急に」求めた決議を軽んじていると言わざるを得ない。

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、市民生活に中長期に影響を与えず、安心して着工できる財政的な裏付けやコストダウンの内容が、市議会にも市民にも理解されなければ、着工に同意することは困難である。また着工に向けた準備行為として予定されている施工者選考委員会の設置もまた同様である。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、施工者選考委員会の設置については、以上述べたことを踏まえて対応するとともに、昨年来可決してきた市議会の決議に対する真摯な対応を求める。また、その後の進め方について市議会と真に対話することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和3年 月 日

小金井市議会